

第3回 相生市自治基本条例市民検討会議の進め方

【前文】

◎班別でワークショップ形式で討議（ブレインストーミング活用）40分～50分

各班発表 10分

全体討議 15分～20分（キーワード抽出）

- ①「市の特性」 ⇒ まちの歴史・文化・環境・自治の取組み
- ②「未来・将来」 ⇒ それを発展させた、新たな自治のかたち
まちのあるべき姿
- ③「手法」 ⇒ それを実現させるために重要なことは何か
(市民の主体性、参加、自治に関わる人の協働 etc)
- ④自治基本条例を制定する意義や決意

※ ブレインストーミングについて

ブレインストーミングは、グループのメンバーが、ある問題について自由に意見を出す中から、新たにアイデアを生み出すための方法の1つです。

【ブレインストーミングの4原則】

- 1 「批判をするな」 他人の意見を批判しない。批判があると良いアイデアが出にくくなる。
- 2 「自由奔放」 こんなことを言ったら笑われはしないか、などと考えず、思いついた考えをどんどん言う。とっぴな意見も歓迎
- 3 「質より量」 多い量から質の良いものが出る
- 4 「連想と結合」 他人の意見を聞いてそれに触発され、連想を働かせ、あるいは他人の意見に自分のアイデアを加え、さらにアイデアを誘発

上記の4原則を守って、(1)～(3)を行ってください。

(1) あまり緊張せず取り組んでください。

(2) 各自、総合計画、資料1等を参考に、上記①～④についてキーワードをポストイットに記入してください。

・キーワードのみでも結構です。

・言葉の場合は、あまり長くならないよう30字以内で表現してください。

(3) 各班で各個人の意見を出し合い、上記①～④に分類してください。

・なお、他人からの意見に対して、その根拠を詰問するのではなく、背景を聞くことで、新たなアイデア、キーワードが出た場合は、その都度、ポストイットに記入し、班の意見として追加して行ってください。

・また、反対意見があったら、批判して意見を削除するのではなく、反対意見の意見として提出して下さい。

条文

【目的】

目的規定を置くか否かの判断

- ・法制執務の考え方からは置かないのが正しい。
- ・目的規定を見れば、条例が何を指すかを理解しやすい

【条例の位置付け】

ポイント…①体系上の位置付け⇒総則 or 補則

②最高法規とするか⇒YES or NO

→最高法規制の確保方法 → 同じ条例どうしで、他条例に優越する法的に位置付けは無理がある。 → 解釈や運用の中で確保していく → (例) 最大限に尊重 etc

【定義】

「市民、市民等」…どこまでを市民の定義にするのか？

- ①市内に住所を持っている者
- ②市内に居住する者
- ③市内で就業・就学する者
- ④市内に事務所を有する法人その他の団体
- ⑤市内で活動する法人その他の団体
- ⑥市内で活動する者
- ⑦利害関係を有する人や団体

「市」…以下の3パターンがある。

- ①市民+議会+執行機関
- ②議会+執行機関
- ③執行機関

多くの市民がイメージするものは「市役所」であるが、適切に表現する用語がない。

よって、「市」を限定的に定義する方法か「市の執行機関」と表現するか、若しくは、両方定義していくか（阪南市の例）。

「参加・参画」…どちらを採用するか。

基本的には、言葉の意味としてはほとんど区別がない。

違いは

→参加…決まったことに形式的に関わるという、どちらかと言えば消極的な意味を持つ用語。

→参画…企画立案の段階から主体的に参加していくことを表す用語。

「協働」…2要素を含む条文とするか

協働とは…行政・議会・市民がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力し合うこと。

協働の原則（2要素）

①主体間関係

- ・相互に自立し、自己責任を自覚
- ・それぞれが対等の関係にあること
- ・互いの存在を尊重し合うこと

②共同関係

- ・共通課題の解決、社会的目的の実現
- ・互いに連携・協力・協調すること
- ・よりよい社会づくりに取り組むこと

【定義】に関しては、今後の検討においても必要と認められるものについても入れていく。

【原則】

基本理念・基本原則の関係

①基本理念…まちをつくる際の基本的な考え方

②基本原則…その理念の具体的な進め方

- ・住民自治の原則…最も基本となる
(住民自治とは、地域のことは市民の参加を得て、市民の意思に基づき、その責任において行う。そのためには、市民一人ひとりが主体であること、それぞれの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されることが必要。)
- ・情報共有の原則…まちづくりの基本である
(市政に対して、市民が自ら考え、的確な判断が下せ、行動できるためには、正しい情報は欠かせない。)
- ・参加・参画の原則…定めることにより、重要性を再確認するため
(まちづくりの当事者として、主権者である市民も、企画・立案、実施、評価の各段階で主体的に関与することが重要)
- ・協働の原則…自治基本条例において基本的な概念である。
(内容は、前述のとおり)
- ・その他…財政自治の原則、世代間相互理解の原則 etc

【コミュニティ】

条例文案のどのあたりに入れるかは、団体によって様々。

(総則、基本理念等、参画と協働 etc)

コミュニティ…市民がお互いに助け合い、育みあう心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織

(参考：総合計画) 地域社会、共同体、共同生活体という意味。快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むための近隣社会や近隣生活をいう。

組織…①地域コミュニティ（地縁を基盤とした組織・活動）

②テーマコミュニティ

(目的を共通にして、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする組織・活動。政治、選挙、宗教活動は除外される。)